

税制上の優遇について(お知らせ)

【個人県・市町村民税の条例指定寄付金税額控除制度について】

沖縄県の個人県民税納入者の皆さまからのご寄付につきましては、申告により一定の額が個人県民税の税額から控除されます。

(沖縄県が県内の特定公益増進法人に対する寄付金を税額控除の対象として条例指定しています。)

個人市町村民税についても、条例で税額控除の対象となる寄付金を指定している場合がありますので、詳しくはお住まいの市町村民税担当課にお問合せください。